

町民の皆様へ

安芸太田町職員の懲戒処分の公表について

平成 29 年 4 月 19 日付けで地方公務員法第 29 条第 1 項に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者

総務課付 課長補佐 矢立 純（やたて じゅん） 44 歳 男性

2 処分内容

免職（懲戒処分）

3 処分年月日

平成 29 年 4 月 19 日（水）

4 事案の概要及び処分の理由

上記職員は、地域づくり課課長補佐であった平成 29 年 3 月 4 日（土）の早朝、広島駅近くの県道において自損事故を起こした際、道路交通法違反（酒気帯び運転）で現行犯逮捕されるとともに、その後の内部調査において、広島県補助金の不適切処理（不正取得）事案が発覚するなど、地方公務員として不適格な事案が、次のとおり数多く発覚したものです。

- ① 道路交通法違反（酒気帯び運転）による現行犯逮捕
- ② 広島県補助金の不適切処理（不正取得）
- ③ 補助金事務に関する虚偽報告及び隠ぺい
- ④ 地方公務員法違反（30 条、32 条、33 条、35 条）

当該職員の行為は、町政の執行及び職員全体に対する町民の信頼と信用を著しく失墜させるものです。よって、本件は地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行いました。処分の量定については、安芸太田町懲戒処分に関する指針等に基づき「免職」としたものです。

5 関係職員（管理監督者）の処分

- ① 安全運転管理者責任及び管理監督責任
総務課長 減給 10 分の 1（3 か月）
- ② 管理監督責任
企画課長 減給 10 分の 1（1 か月）

● お詫び

関係職員に対しましては、厳正な処分を行いました。

このような事態を招いたことを、大変重く受け止めるとともに、町民の皆様には多大な不安と御迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

本町においては、平成 27 年 1 月に職員が詐欺及び収賄事件により逮捕されるという不祥事が発生しました。

その後、町では職員の意識改革と不祥事の再発防止策を取りまとめ、職員一丸となって町民の皆様の信頼回復に努めてまいりましたが、今回、新たに不正事案が発生しました。

このことは、前回の事案を受け、町民の皆様の信頼回復に向けて職員全体で取り組んでいる中で、再度、町民の皆様の信頼を裏切る行為であると深く反省しています。

再び、全体の奉仕者である公務員としての公平・公正性を著しく損なわせ、町政に対する町民の皆様の信頼を著しく失墜させたということを重く受け止め、職員全員が猛省し、今後二度とこのようなことを起こさないよう、さらなる綱紀粛正に努め、町政に対する町民の皆様の信頼回復に向けて、全職員が一丸となって邁進してまいります。

平成 29 年 4 月 19 日

安芸太田町長 小 坂 眞 治